

包括承認基準3

大規模な流通業務施設の取扱い 指定路線区域図 (つくば市全図)

第1(1) 特定流通業務施設 立地範囲

	インターチェンジから半径5kmの円で囲まれた範囲 歩車道の分離された幅員9m以上の既存道路に面しており、当該道路がその幅員以上で当該インターチェンジまで直結していること。
---	--

第1(2) 指定路線区域

(1) 4車線以上の国道、県道の沿道に係る指定路線

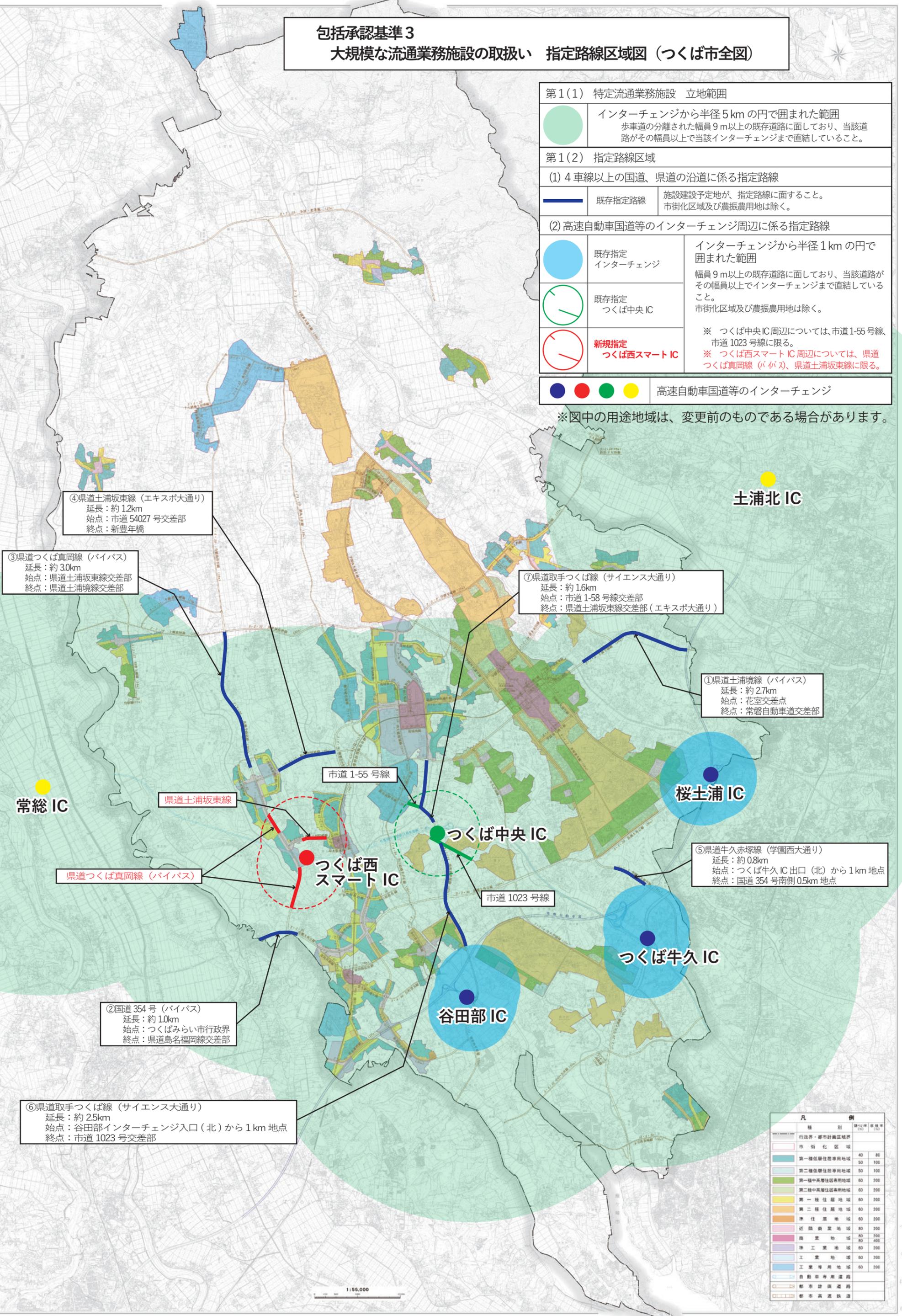
	既存指定路線	施設建設予定地が、指定路線に面すること。 市街化区域及び農振農用地は除く。
---	--------	--

(2) 高速自動車国道等のインターチェンジ周辺に係る指定路線

	既存指定 インターチェンジ	インターチェンジから半径1kmの円で 囲まれた範囲 幅員9m以上の既存道路に面しており、当該道路が その幅員以上でインターチェンジまで直結している こと。 市街化区域及び農振農用地は除く。  ※ つくば中央IC周辺については、市道1-55号線、 市道1023号線に限る。 ※ つくば西スマートIC周辺については、県道 つくば真岡線(バイパス)、県道土浦坂東線に限る。
	既存指定 つくば中央IC	
	新規指定 つくば西スマートIC	

	高速自動車国道等のインターチェンジ
---	-------------------

※図中の用途地域は、変更前のものである場合があります。



④県道土浦坂東線 (エキスポ大通り)  
延長: 約1.2km  
始点: 市道54027号交差点  
終点: 新豊年橋

③県道つくば真岡線 (バイパス)  
延長: 約3.0km  
始点: 県道土浦坂東線交差点  
終点: 県道土浦境線交差点

⑦県道取手つくば線 (サイエンス大通り)  
延長: 約1.6km  
始点: 市道1-58号線交差点  
終点: 県道土浦坂東線交差点 (エキスポ大通り)

①県道土浦境線 (バイパス)  
延長: 約2.7km  
始点: 花室交差点  
終点: 常磐自動車道交差点

⑤県道牛久赤塚線 (学園西大通り)  
延長: 約0.8km  
始点: つくば牛久IC出口(北)から1km地点  
終点: 国道354号南側0.5km地点

②国道354号 (バイパス)  
延長: 約1.0km  
始点: つくばみらい市行政界  
終点: 県道島名福岡線交差点

⑥県道取手つくば線 (サイエンス大通り)  
延長: 約2.5km  
始点: 谷田部インターチェンジ入口(北)から1km地点  
終点: 市道1023号交差点

凡例	種別	幅員(3)	幅員(4)
	行政界・都市計画区域境界		
	市街化区域		
	第一種低層住居専用地域	40	60
	第二種低層住居専用地域	50	100
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第二種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200
	商業地域	80	200
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
	工業専用地域	60	200
	自動車専用道路		
	都市計画道路		
	都市高速道路		

1:55,000